株主各位

(本店所在地)

東京都港区高輪二丁目19番19号 (本社事務所)

東京都港区高輪二丁目19番13号

日本トムソン株式会社

取締役社長 宮 地 茂 樹

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通 知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数なが ら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、 平成28年6月28日(火曜日)午後5時12分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い 申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号 ホテル ルポール麹町 2階「ロイヤルクリスタル」
- 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計 算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の
 - 2. 第67期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上 げます。
- 2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、イン ターネット上の当社ウェブサイト (http://www.ikont.co.jp/) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、円安を背景とした企業収益の改善により緩やかな回復基調が続いたものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や原油価格の下落等により、景気下押しリスクが懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。海外経済においては、米国は個人消費の増加等を背景に引き続き堅調に推移し、欧州も緩やかな景気回復を続けました。

一方、当社グループを取り巻く事業環境は、グローバル市場での事業拡大とともに、低価格、 短納期対応への要求が一段と強まっているほかに、製品に求められる機能や品質水準についても 高度化・多様化していくなど、より複雑で厳しいものへと変化しております。

このような情勢のもとで、当社グループといたしましては、グローバル市場で競争力と存在感のある企業を目指し、平成27年4月より「IKO中期経営計画2017(CHANGE & CHALLENGE)」をスタートさせ、事業拡大を図るとともに、収益力強化のための諸施策を推進いたしました。

販売面につきましては、販売政策の柱となる「お客様に密着した提案型営業活動」を積極的に展開し、IKOブランドの市場浸透と需要開拓に注力いたしました。特に海外市場での事業展開を加速すべく、営業支援を強化するとともに、需要拡大が見込まれる地域として、大韓民国およびブラジル連邦共和国に新たな販売子会社を、米国の販売子会社ではミネソタ州に営業所を開設するなど、営業基盤の強化を図りました。

製品開発面につきましては、シリーズ最大の高負荷容量を実現したローラタイプ直動案内機器や、大幅に定格荷重をアップしたラック&ピニオン内蔵形クロスローラウェイのサイズバリエーションを拡充するなど、お客様の視点に立った高付加価値製品の充実を図りました。

生産面につきましては、価格競争力の一層の強化を図るべく、材料や部品等のグローバル調達を拡大するとともに、生産子会社IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. における生産能力の増強と生産品目の拡充を推し進めました。また、国内生産拠点においても、生産技術や生産管理手法の抜本的見直し・改革に着手し、納期対応力や特殊品対応力を兼ね備えるグループ生産体制の再構築に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場においては、期初より需要は底堅く推移しておりましたが、昨秋以降、中国をはじめとする世界的な景気減速の影響を受け、総じて需要が低迷いたしました。海外市場においては、北米地域では輸送機器関連や精密機械向け等を中心に売上高は増加いたしました。欧州地域では、需要は緩やかな回復基調を続けましたが、前年に比べ円高となった影響もあり、売上高は伸び悩みました。アジア地域については、中国経済の減速影響を受けましたが、販売子会社や現地代理店等を通じた積極的な新規開拓に努めたことにより、売上高は横ばいで推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は43,664百万円(前期比2.9%減)となりました。部門別では、針状ころ軸受および直動案内機器等(以下「軸受等」といいます。)の売上高は38,154百万円(前期比3.3%減)、諸機械部品は5,509百万円(前期比0.4%減)となりました。

部門別の売上高を前期と比較し	ますと	次のとおりであります	
	/ o / C \		0

区分			第 66 期 (平成27年3月期)				57 期 手3月期)	前期比増減			
					金	額	構成比率	金 額	構成比率	金額	増減率
軸		受		等		百万円 39, 442	87. 7	百万円 38, 154	87. 4	百万円 △1,288	% △3. 3
諸	機	械	部	品		5, 529	12. 3	5, 509	12.6	△19	△0.4
	合		計			44, 972	100.0	43, 664	100.0	△1, 307	△2.9

収益面につきましては、減収のほか、中期経営計画の達成に向けた事業基盤拡大のための人員 増強やシステム開発費用等の販売費及び一般管理費が増加したことにより、営業利益は3,018百万円(前期比22.2%減)、経常利益は2,756百万円(前期比42.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,569百万円(前期比47.1%減)となりました。

なお、期末配当金につきましては、安定的な配当を継続するという当社の基本方針に基づき、 業績水準や内部留保等を総合的に勘案しました結果、1株につき6円50銭といたし、中間配当金 6円50銭とあわせ当期の配当金は1株につき年13円と、前期に比べ2円の増配をいたしたいと存 じます。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、戦略製品における生産能力の増強を目的として、海外生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. において工場建屋を増設するとともに、国内既存工場への新規設備導入を実施いたしました。また、将来の事業基盤を支える基幹業務システム刷新のためのシステム投資等も含め、総額6,150百万円の投資を行いました。設備投資資金につきましては、全額自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの事業分野は、機械産業およびエレクトロニクス産業の世界的な成長に伴い、工作機械や半導体製造装置向けをはじめとした幅広い業種において需要は着実に拡大するものと見ております。さらに、地球温暖化防止という世界的な潮流を背景に、機械装置の小型化・省力化ニーズに応える製品群は、成長性の高い事業分野であると考えております。

当社グループといたしましては、軸受等の製造販売を通じて、世の中から信頼され、必要とされ、さらに存在感のある企業グループとして発展していくために、お客様の問題解決とビジョンの実現に貢献することを全ての活動の基本とし、成長し続ける企業集団を目指してまいります。その実現に向け、平成27年4月より3年間の「IKO中期経営計画2017(CHANGE & CHALLENGE)」をスタートさせ、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、以下の諸施策に総力を挙げて取り組んでおり、攻めの経営への転換を図っております。

①ROIC(投下資本利益率)向上に向けた取り組み、②お客様の期待に応える技術開発、③新規市場・新分野に向けた技術開発、④お客様に密着した提案型営業、⑤強固なシステム基盤の確立と高度化、⑥グローバルマネジメントの強化

<販売面における具体的施策>

販売政策の柱となる「お客様に密着した提案型営業活動」を積極的に展開し、グローバル市場での I KOブランドのさらなる浸透に努めるとともに、より効率的・効果的な販売体制の見直し、既存市場の取引深耕や成長分野の新規開拓等による販売拡大を目指してまいります。特に、需要の拡大が見込める中国、東南アジア、インド等の成長市場においては、販売子会社による現地代理店の技術支援と新規需要開拓を進めるとともに、各市場特有のお客様ニーズを的確に捉え、迅速かつ柔軟に拡販戦略を展開しシェア拡大につなげてまいります。また、その他の有望地域においても、ブラジル連邦共和国のほか、本年4月にはカナダにも新たな販売子会社を開設しており、販売網の充実とともにグローバル市場での事業拡大を推し進めてまいります。

<製品開発面における具体的施策>

お客様の期待に応える高付加価値製品の開発に注力してまいります。さらに、世界各地域の需要動向やニーズを見極め、お客様が求める価値観を共有し、当社グループの持つ高い技術力を駆使してお客様の視点に立った製品開発・市場開拓に取り組んでまいります。

<生産面における具体的施策>

材料や部品等は国内外から最適な調達を実施するとともに、グローバル戦略の重要な生産拠点と位置付けている生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. において生産品目の拡充や生産能力の増強に取り組み、安定した品質とコスト競争力を両立させ、グローバル競争力の向上につなげてまいります。国内生産拠点につきましても、多品種生産体制の特長を活かしながら、生産リードタイム短縮を実現することにより、高度化・多様化するニーズに迅速に対応し、お客様満足度の向上を図ってまいります。

このように、グループー丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と社会の発展に貢献してまいる所存でございます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区		分	第64期 (平成25年3月期)	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (平成27年3月期)	第67期 (平成28年3月期)
売	上 (i	高 百万円)	35, 962	39, 259	44, 972	43, 664
経常	常 利	益 百万円)	1, 465	857	4, 792	2, 756
		帰 利 (五 (五 (五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(五)(△124	568	2, 966	1, 569
1株当7	たり 当期糸	並利 益 (円)	△1.70	7.82	40.71	21. 64
純	資 (i	産 百万円)	53, 167	56, 121	61, 099	58, 056
総	資 (i	産 百万円)	84, 343	86, 891	93, 411	89, 197

⁽注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数(自己株式控除後)により算出しております。なお、当該自己株式には、「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式が含まれております。

^{2.} 第67期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の出資比率	主要な事業内容
日本ディック株式会社	90百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO INTERNATIONAL, INC.	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿(上海)有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	6,000千バーツ	49.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	25,000千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器(直動シリーズおよびメカトロシリーズ)等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(ア) 当社

本

	区 分			名	利	ζ.			所	在	地	
			東	部		支	社	東	京	都	港	区
営	業	所	中	部		支	社	名	古 屋	市	中 川	区
			西	部		支	社	大	阪	市	西	区
工		場	岐	阜	製	作	所	岐	阜県	人	き 濃	市

(イ) 子会社

	区	分		名称		所る	生 地	
				日本ディック株式会社	名	古 屋	市中	区
				IKO INTERNATIONAL, INC.	米			国
販	売	会	社	NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	オ	ラ	ン	ダ
				艾克欧東晟商貿(上海)有限公司	中			国
				IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	タ			イ
製	造	会	社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	~	<u>۲</u>	ナ	4

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
1,750名	_

(9) 主要な借入先

		借入	先			借入残高
株式	大 会 社	三菱東	京 U	F J 銀	行	百万円 2,086
株	式 会	社 み	ずし	ま銀	行	1, 651
目	本 生	命 保	険 相	互 会	社	1,090
三菱	€ U F	J 信 託	銀行材	朱 式 会	社	633
住	友 生	命 保	険 相	互 会	社	540
三 #	井 住 友	信 託	銀行株	式 会	社	440
富	国 生	命 保	険 相	互 会	社	400
株	式 会	社 大	垣 共	立 銀	行	300
株	式 会	社	十 六	銀	行	300
株	式 会	社	北陸	銀	行	290
株	式 会	社 三	井 住	友 銀	行	260

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 291,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 72,699,348株(自己株式802,077株を除く)
- (3) 株主数 3,851名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	千株 4,492	% 6. 17
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4, 486	6. 17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4, 388	6. 03
日本トムソン取引先持株会	4, 155	5. 71
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	4, 125	5. 67
株 式 会 社 不 二 越	2, 008	2. 76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1, 783	2. 45
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,612	2. 21
日本トムソン従業員持株会	1, 314	1.80
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1, 305	1.79

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (802,077株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、当該自己株式には、「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式 (338,000株) は含めておりません。
- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
 - ①保有する新株予約権の数 270個
 - ②目的となる株式の種類および数 当社普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき100株)

③当社役員の保有状況

	名称	行 使 期 間	払込金額 行使価額	個 数	保 有 数
取締役 (社外取締役	第1回新株予約権	平成27年7月14日~	583円	270個	8名
を除く)	(株式報酬型ストック・オプション)	平成57年7月13日	1円	210個	0名

- (注) 1.「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
 - 2. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて、 当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
 - 3. 新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人(有期労働契約の場合を除きます。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
 - (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等
 - ①交付された新株予約権の数

40個

- ②目的となる株式の種類および数 当社普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ③当社使用人への交付状況

	名称	行 使 期 間	払込金額 行使価額	個 数	交 付者 数
執行役員 (当社取締役	第1回新株予約権	平成27年7月14日~	583円		
を兼務している者を除く)	(株式報酬型ストック・オプション)	平成57年7月13日	1円	40個	4名

- (注) 1.「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
 - 2. 新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
 - 3. 新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人(有期労働契約の場合を除きます。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

氏	2	3	名	地 位	担当および重要な兼職の状況
宮	地	茂	樹	※取締役社長	
近	藤	俊	夫	専務取締役	人事総務部・情報システム部・法務室担当、輸出管理室長
服	部	信	_	専務取締役	営業部門・営業技術部・国際営業推進部担当
田	中	_	彦	常務取締役	生産総括部・生産調達部・生産技術部担当、岐阜製作所長
秋	本	利	隆	常務取締役	技術センター担当
木	村	利	直	取 締 役 上 席 執 行 役 員	IKO INTERNATIONAL, INC. 取締役会長兼NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役会長
三	浦	利	夫	取 締 役 執 行 役 員	生産技術部長
下	村	康	司	取 締 役 執 行 役 員	営業総括部長
米	田	道	生	取 締 役 執 行 役 員	艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長
岡	嶋		徹	取 締 役 執 行 役 員	経理部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長
武	井	洋	_	取 締 役	弁護士、山崎金属産業株式会社社外監査役
鈴	木	_	夫	常勤監査役	
石	部	憲	治	監 査 役	
齊	藤		聡	監 査 役	学校法人産業能率大学経営学部教授
那	須	健	人	監 査 役	弁護士、最高裁判所司法研修所教官

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 - 2. 取締役のうち武井洋一氏は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役のうち石部憲治、齊藤聡、那須健人の3氏は、社外監査役であります。
 - 4. 取締役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 5. 常勤監査役鈴木一夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役石部憲治氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有して おります。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であ ります。
 - 7. 監査役齊藤聡氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 8. 監査役那須健人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支	給 人	員	報	酬 等	の額
取締役(うち社外取締行	少)	12名	(1名)		259百万	円(9百万円)
監査役(うち社外監査行	没)	4名	(3名)		50百万	円(20百万円)
合 計(うち社外役員	∄)	16名	(4名)		309百万	円(30百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記には、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 武井洋一
 - 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

成和明哲法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と成和明哲法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

山崎金属産業株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と山崎金属産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から 意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行ってお ります。

- ② 監查役 石部憲治
 - 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係 該当事項はありません。
 - 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、金融に関する造詣も深く、主に海外、資本市場業務の専門家の立場から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ③ 監査役 齊藤 聡
 - 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係 学校法人産業能率大学経営学部教授を兼職しております。なお、当社と学校法人産業能率 大学との間に重要な取引その他の関係はございません。
 - 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ④ 監査役 那須健人
 - 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

ブレークモア法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社とブレークモア法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

最高裁判所司法研修所の教官を兼職しております。なお、当社と最高裁判所司法研修所と の間には特別の関係はございません。

- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である武井洋一氏および社外監査役である石部憲治氏、齊藤聡氏、那須健人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外取締役および社外監査役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 45百万円
 - ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50百万円
 - (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、基幹業務システム刷新 に伴う内部統制構築の助言・指導業務、決算早期化に関する助言・指導業務および海外子会社の 決算早期化に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制および方針

- (1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 当社は、取締役および従業員等が、法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範 として、「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、その徹底を 図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動

規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、 コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保管および管理に関する事項 取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文 書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等 を閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査室監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進する体制を構築しております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、「業務分掌規程」等により、当社所管部署に関係会社を管理する権限と責任を与え、 関係する部署と協調して、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導、徹底を図って おります。

関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役(会)に報告しております。

⑥ 監査役(会)がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役等からの独立性に関する事項

監査役(会)の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査役(会)は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査役(会)より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役および従業員等が監査役に報告するための体制および監査役会への報告に関する体制 取締役と監査役との協議により、監査役(会)に報告する事項を定め、経営に重要な影響を およぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用およびその他監査に関する諸費用は会社が負担することとしております。

監査役は、代表取締役、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会 を開催しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制について

「コンプライアンス管理規程」に基づき、全部署に対する自己点検を当事業年度において2回実施するとともに、担当部署に内部通報窓口を設置し運用を行いました。

自己点検および内部通報窓口の運用の結果については、当事業年度において2回開催された 取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「コンプライアンス委員会」に おいて、報告および審議いたしました。

② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスクアセスメントの実施により識別されたリスク項目について、関連する対応部署および対応組織より対応状況について報告がなされました。

報告を受けた内容については、当事業年度において2回開催された取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「リスク管理委員会」において、報告および審議いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む11名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む4名の監査役も出席しております。

当事業年度において取締役会は18回開催され、法令または定款に定められた事項および経営 上の重要な事項の決議、ならびに各業務執行取締役から業務報告が行われました。 また、取締役会とは別に経営会議を開催し取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、業務の執行について審議し、意思決定を行いました。

④ 関係会社の経営管理体制について

関係会社における重要事項の決定にあたっては、事前に親会社である当社へ報告されるとともに、経営会議あるいは取締役会において事前に十分な検討を行い、承認決議を行うことにより、関係会社の業務の適正を確保しております。

当事業年度においては、関係会社に関する業務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的として、新たに「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理体制や運用方法を明確化いたしました。

⑤ 監査役の職務執行について

当社の監査役会は、3名の社外監査役と1名の常勤監査役で構成されており、当事業年度に おいて監査役会は13回開催され、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、 取締役会の職務の執行を監査しております。

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室、法務室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、 永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に 邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていく ことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループ による当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当 社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定 の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると して、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共 同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行っ

たうえで(以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます)、引き続き継続することを決議し、平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成27年5月11日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(参考URL: http://www.ikont.co.jp/)

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

- 2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続
 - (a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上と なる当該株券等の買付けその他の取得
- イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります)
- (b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した 場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日 以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行 為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、 取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買 付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラ ーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対し て、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動 その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を 発動するか否かを株主の皆様に問うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第66回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、第66回定時株主総会における本プランの承認時から第66回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式 1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じ ないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与 えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動さ れた場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があ ります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
資産の部		負 債 の 部	
 流 動 資 産	56, 236	流 動 負 債	19, 728
		支払手形及び買掛金	6, 551
	13, 933	一年以內償還予定新株予約権付社債	4, 999
受取手形及び売掛金	10, 240	一年以内返済予定長期借入金	2,876
商品及び製品	13, 814	リース債務	67
人 掛 品	9, 013	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	2, 371
		未 払 法 人 税 等 役 員 賞 与 引 当 金	187 70
原材料及び貯蔵品	5, 558	仅貝貝子りョ金 その他	2, 604
繰 延 税 金 資 産	2, 404	固定負債	11, 412
そ の 他	1, 287	社	5, 000
	△15	長期借入金	5, 114
		リース債務	624
	32, 961	繰 延 税 金 負 債	11
有 形 固 定 資 産	20, 744	退職給付に係る負債	539
建物及び構築物	5, 553	そ の 他	122
機械装置及び運搬具	10, 566	負 債 合 計	31, 141
		純資産の部	
工具器具及び備品	620	株 主 資 本	55, 833
土 地	2, 965	資 本 金	9, 533
リース資産	719	資本 剰余 利益 剰余 金	12, 887
建設仮勘定	319	利益 剰余金 自 己株式	34, 034 △620
		その他の包括利益累計額	2, 169
無形固定資産	1, 974	その他有価証券評価差額金	2, 177
投資その他の資産	10, 242	繰延ヘッジ損益	<u>∆</u> 4
投 資 有 価 証 券	7, 914	為替換算調整勘定	163
	268	退職給付に係る調整累計額	△167
		新 株 予 約 権	18
そ の 他	2, 104	非 支 配 株 主 持 分	35
貸 倒 引 当 金	△45	純 資 産 合 計	58, 056
資 産 合 計	89, 197	負 債 ・ 純 資 産 合 計	89, 197

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		#	科		目			金	額
売			上			高			43, 664
売		上		原		価			29, 288
売		上	総	禾	ij.	益			14, 376
販	売	費及	びー	- 般	管 理	費			11, 357
営		業		利		益			3, 018
営		業	外	4	Z	益			
	受		取		利		息	28	
	受	取		配	= =	É	金	185	
	補	助		金	Ц	Z	入	111	
	そ			\mathcal{O}			他	113	439
営		業	外	耆	ŧ	用			
	支		払		利		息	115	
	売		上		割		引	119	
	固	定	資	産	除	却	損	25	
	為		替		差		損	415	
	そ			\mathcal{O}			他	25	701
経		常		利		益			2, 756
特		別		損		失			
	固	定	資	産	売	却	損	2	2
税	金	等 調	整	前 当	期	純 利	益		2, 754
法	人	税、	住 民	税及	びび	事 業	税	701	
法		人 移	ź ś	等	調	整	額	480	1, 181
当		期	ž	純	利		益		1, 572
非	支 酉	己株 主	に帰り	属する	5 当 ‡	期 純 利	益		2
親	会社	土 株 主	に帰り	属する	5 当 ‡	期 純 利	益		1, 569

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9, 532	12, 886	33, 966	△260	56, 125
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	0	0	_	_	1
剰余金の配当	_	_	△913	_	△913
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	1, 569	_	1, 569
自己株式の取得	_	_	_	△425	△425
自己株式の処分	_	_	△0	65	65
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減	_	_	△588	_	△588
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	0	0	67	△359	△291
当 期 末 残 高	9, 533	12, 887	34, 034	△620	55, 833

		そのイ	也の包括利益界	計額	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	3, 634	0	1, 189	113	4, 937
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	_	_	_	_	_
剰余金の配当	_	_	_	_	_
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	_	_	_
自己株式の取得	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	_	_	_
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減	_	_	_	_	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1, 456	△4	△1,026	△280	△2,767
当期変動額合計	△1, 456	$\triangle 4$	△1,026	△280	△2, 767
当 期 末 残 高	2, 177	△4	163	△167	2, 169

	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	_	37	61, 099
当 期 変 動 額			
新株の発行	_	_	1
剰余金の配当	_	_	△913
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	1, 569
自己株式の取得	_	_	△425
自己株式の処分	_	_	65
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減	_	_	△588
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18	△2	△2, 752
当期変動額合計	18	△2	△3, 043
当 期 末 残 高	18	35	58, 056

[連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

6 社

IKO INTERNATIONAL, INC. NIPPON THOMPSON EUROPE B. V. IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. 艾克欧東晟商貿(上海)有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社の名称 連結の範囲から除いた理由

新三重精工㈱

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損 益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため であります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社または関 連会社の数および主要な会社等の名称
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および 関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 持分法を適用しない理由

該当ありません。

新三重精工株

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益および 利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重 要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった在外連結子会社については、同日現在の財務諸表を使用 し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりましたが、連結財務情報の より適正な開示を図るため、当連結会計年度より、IKO INTERNATIONAL, INC.、NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.、 IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. については決算日を3月31日に変更し、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司につい ては連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。

なお、これらの決算期変更に伴い、当連結会計年度は、当該在外連結子会社の平成27年1月1日から平成27年 3月31日までの3ヵ月分の損益については、利益剰余金の増減としております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券の評価基準および評価方法 満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法 (定額法)

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等による時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、

主に移動平均法により 算定)

主に移動平均法による原価法

主に総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

時価のないもの

② たな卸資産の評価基準および評価方法

- ③ デリバティブの評価基準および評価方法
- (2) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - ② 無形固定資産
 - ③ リース資産
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - ② 役員賞与引当金
- 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

(2) 退職給付に係る負債の計上基準

(3) 消費税等の会計処理

時価法

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物3~50年

機械装置及び運搬具5~12年

定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

主に一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。

主に役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通 貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは 振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たし ているものは特例処理を採用しております。

退職給付に係る負債は、従業員等の退職給付に備えるため、 当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から 年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は発生連結会計年度に一括償却しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更に関する注記)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社では定率法を採用し、在外連結子会社では定額法を採用して おりましたが、当連結会計年度より当社の減価償却方法を定額法に変更いたしました。

当社グループでは、当連結会計年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画がスタートし、ベトナムでの追加的な製造設備投資を中心としたグローバル生産の推進を計画しております。

今後さらに海外における生産および販売が拡大し、グローバルな事業展開が加速する中で、日本とベトナムにおいてバランスのとれた生産体制を構築し、需要の変動を相互に補完することにより、当社の有形固定資産は耐用年数にわたり安定的に使用することが見込まれます。また、現在準備を進めている基幹システムの刷新も販売予測の精度向上・製販連携の緊密化を通じて、国内の生産設備の安定的な稼働に寄与することが見込まれます。これらを契機として、当社グループの有形固定資産の減価償却方法について見直しを実施いたしました。

この結果、当社の生産設備は今後、より安定的に稼働することが見込まれ、当連結会計年度より連結グループの会計方針を統一し、当社においても定額法を採用することが有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費は528百万円減少し、営業利益が273百万円、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ274百万円増加しております。

(追加情報)

1. 従業員持株ESOP信託に関する会計処理について

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

「従業員持株ESOP信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員の うち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が 取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合 に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度208百万円、493千株、当連結会計年度143百万円、338千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 前連結会計年度200百万円、当連結会計年度133百万円 2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が142百万円、退職給付に係る調整累計額が5百万円、それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が205百万円、その他有価証券評価差額金が68百万円、それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

63,553百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

73,501,425株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	440	6. 00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	472	6. 50	平成27年9月30日	平成27年12月9日

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、「従業員持株ESOP信託」が 基準日現在に所有する当社株式493,000株に対する配当金2百万円を含めております。
 - 2. 平成27年11月9日開催の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、「従業員持株ESOP信託」が基準 日現在に所有する当社株式424,000株に対する配当金2百万円を含めております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 平成28年6月29日開催の第67回定時株主総会において次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	472	6. 50	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

- (注)「配当金の総額」には、「従業員持株ESOP信託」が基準日現在に所有する当社株式338,000株に対する配当金2百万円を含めております。
- 3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類および数

普通株式

7,750,387株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については安全かつ短期的な金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達 しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行いリスクを低減しております。また、外貨建ての売上債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してリスクヘッジしております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。なお、デリバティブ取引は当社の社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

 $\triangle 4$

62

15

連結貸借対照表 時 価 差 額 計 F. 額 (1) 現金及び預金 13,933 13,933 (2) 受取手形及び売掛金 10, 240 10, 240 (3) 投資有価証券 その他有価証券 7, 319 7,319 (4) 支払手形及び買掛金 (6,551)(6,551)(5) 社債 (5,000)(5,027) $\wedge 27$

(4,999)

(7,991)

(691)

(6)

(5,003)

(7,929)

(676)

(6)

- (注) 1. 負債に計上されているものは、() で示しております。
 - 2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
 - ・現金及び預金、受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

• 投資有価証券

(6) 新株予約権付社債

(9) デリバティブ取引

(7) 長期借入金

(8) リース債務

その他有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

・支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・社債、ならびに新株予約権付社債 当社の発行する社債、ならびに新株予約権付社債の時価については、店頭において取引される価格に基づ いております。
- 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理および通貨

スワップの振当処理の対象とされており、当該金利スワップおよび通貨スワップと一体として処理された 元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する 方法によっております。

• リース債務

リース債務の時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額594百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

801円58銭

2. 1株当たり当期純利益

21円64銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式数を、控除する自己株式数に含めております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および主要な連結子会社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

- 2. 確定給付制度
 - (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,589百万円
勤務費用	389百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の発生額	396百万円
退職給付の支払額	△437百万円
その他	△29百万円
退職給付債務の期末残高	6,948百万円
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	<u>.</u>
年金資産の期首残高	6,256百万円
期待運用収益	123百万円
数理計算上の差異の発生額	△50百万円
事業主からの拠出額	537百万円
退職給付の支払額	△437百万円
その他	△20百万円
年金資産の期末残高	6,408百万円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

かる真性や脚走な	
積立型制度の退職給付債務	6,948百万円
年金資産	△6,408百万円
	539百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	539百万円
退職給付に係る負債	539百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	539百万円

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費	 費用	389百万円
利息	計 用	38百万円
期待過	重用収益	△123百万円
数理語	計算上の差異の費用処理額	38百万円
その作	<u>t</u>	△4百万円
確定約	合付制度に係る退職給付費用	338百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△238百万円
合計	△238百万円

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	49%
株式	21%
その他	30%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率0.1%長期期待運用収益率2.0%

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	48, 808	流 動 負 債	18, 741
現金及び預金	10, 899	買 掛 金	5, 919
受 取 手 形	597	一年以内償還予定新株予約権付社債	4, 999
電子記録債権	1, 423	一年以内返済予定長期借入金リ ー ス 債 務	2, 876
売 掛 金	7, 318	リ ー ス 債 務 未 払 金	67 2, 305
商品及び製品	10, 762	未払費用	2, 303
在 掛 品	6, 951	未払法人税等	163
	5, 580	役員賞与引当金	70
		その他	240
繰 延 税 金 資 産	1, 600	固 定 負 債	11, 135
未 収 入 金	3, 316	社	5, 000
その他	360	長期借入金	5, 114
貸 倒 引 当 金	$\triangle 3$	リース債務	624
固 定 資 産	33, 950	退職給付引当金	303
有 形 固 定 資 産	14, 065	資産除去債務	20
建物	3, 201	その 他 負債 合計	72
構築物	280	負債合計純資産の部	29, 877
機械及び装置	6, 104	株ま資本	50, 732
車両運搬具	7	資 本 金	9, 533
工具器具及び備品	577	資本剰余金	12, 887
土 地	2, 908	資 本 準 備 金	12, 887
リース資産	719	利 益 剰 余 金	28, 932
建設仮勘定	266	利 益 準 備 金	1, 416
	1, 786	その他利益剰余金	27, 515
1		配当準備積立金	1, 510
投資その他の資産	18, 098	退職手当積立金	500
投資有価証券	7, 537	別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金	18, 500
関係会社株式	2, 407	裸 赵 利 益 剰 余 筮 一 自 己 株 式	7, 005 △620
関係会社出資金	2, 517	評価・換算差額等	2, 131
関係会社長期貸付金	3, 570	その他有価証券評価差額金	2, 135
繰 延 税 金 資 産	212	繰延ヘッジ損益	<u>∠</u> 4
そ の 他	1,894	新株予約権	18
貸 倒 引 当 金	△41	純 資 産 合 計	52, 881
資 産 合 計	82, 758	負 債 ・ 純 資 産 合 計	82, 758

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

			7	——— 科		目				金	額
			1	上				高		717.	İ
売				上	_						37, 982
売			上		原			価			27, 296
売		上		総		利		益			10, 686
販	売	費	及	びー	般	管	理	費			8, 021
営			業		利			益			2, 665
営		業		外		収		益			
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	278	
	補		助	Ī	金		収		入	111	
	そ				\mathcal{O}				他	163	553
営		業		外		費		用			
	支			払		利			息	79	
	社			債		利			息	35	
	売			上		割			引	62	
	固	匀	₹	資	産	除		却	損	25	
	為	,	_	替	,—	差			損	375	
	そ				Ø				他	9	587
経			常		利			益	,,,		2, 631
特			別		利			益			2, 001
111	固	'	נינע	資	産	売		却	益	65	65
杜	凹	, ,	別	貝	生 損	グビ			mi.	00	- 00
特		ــر		<i>\/</i> \/ \ / >		-		失	1 =		
	固		₹	<u>資</u>	産	売		却	損	2	2
税	5		前	当	期	糾		利	益		2, 695
法	人	税	`			及て	ブ 事	事 業	税	570	
法		人	移		等	調	-	整	額	467	1, 037
当		ļ	胡	糸	屯		利		益		1, 658

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株	主資	本	
		資本剰余金	利	益 剰 分	金
	資 本 金	資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 (注)	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	9, 532	12, 886	1, 416	26, 770	28, 187
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	0	0	_	_	_
剰余金の配当	_	_	_	△913	△913
当 期 純 利 益	_	_	_	1, 658	1,658
自己株式の取得	_	_	_	_	_
自己株式の処分	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	_	_	_	_	_
当期変動額合計	0	0	_	744	744
当 期 末 残 高	9, 533	12, 887	1, 416	27, 515	28, 932

	株 主 資 本			6・換算差額			
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	△260	50, 346	3, 588	0	3, 589	_	53, 935
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	_	1	_	_	_	_	1
剰余金の配当	_	△913	_	_	_	_	△913
当 期 純 利 益	_	1, 658	_	_	_	_	1, 658
自己株式の取得	△425	△425	_	_	_	_	△425
自己株式の処分	65	65	_	_	_	_	65
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	_	_	△1, 453	△4	$\triangle 1,457$	18	△1, 439
当期変動額合計	△359	385	△1, 453	△4	△1, 457	18	△1, 053
当 期 末 残 高	△620	50, 732	2, 135	△4	2, 131	18	52, 881

(注) その他利益剰余金の内訳

					配当準備積立金	退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当	期	首	残	高	1, 510	500	18, 500	6, 260	26, 770
当	期	変	動	額					
剰	余	金(の配	当	_	_	_	△913	△913
当	期	純	利	益	_	_	_	1, 658	1, 658
自	己札	朱式	の処	分	_	_	_	△0	△0
当其	男 変	動	額合	計	_	_	_	744	744
当	期	末	残	高	1, 510	500	18, 500	7, 005	27, 515

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法 満期保有目的の債券 子会社株式および関連会社株式 その他有価証券 時価のあるもの

時価のないもの

- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
- (3) デリバティブの評価基準および評価方法
- 2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - (2) 無形固定資産
 - (3) リース資産
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - (2) 役員賞与引当金
 - (3) 退職給付引当金

償却原価法(定額法) 移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等による時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、 移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

時価法

定額法(主な耐用年数…建物31年、機械及び装置12年) 定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。

役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当事業 年度負担額を計上しております。

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生事業年度に一括償却しております。

- 4. その他計算書類の作成のための基本となる事項
 - (1) ヘッジ会計の処理

(2) 消費税等の会計処理

(3) 退職給付に係る会計処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通 貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは 振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たし ているものは特例処理を採用しております。

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社では定率法を採用し、在外連結子会社では定額法を採用して おりましたが、当事業年度より当社の減価償却方法を定額法に変更いたしました。

当社グループでは、当事業年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画がスタートし、ベトナムでの追加的な製造設備 投資を中心としたグローバル生産の推進を計画しております。

今後さらに海外における生産および販売が拡大し、グローバルな事業展開が加速する中で、日本とベトナムにおいてバランスのとれた生産体制を構築し、需要の変動を相互に補完することにより、当社の有形固定資産は耐用年数にわたり安定的に使用することが見込まれます。また、現在準備を進めている基幹システムの刷新も販売予測の精度向上・製販連携の緊密化を通じて、国内の生産設備の安定的な稼働に寄与することが見込まれます。これらを契機として、当社グループの有形固定資産の減価償却方法について見直しを実施いたしました。

この結果、当社の生産設備は今後、より安定的に稼働することが見込まれ、当事業年度より連結グループの会計方針を統一し、当社においても定額法を採用することが有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は528百万円減少し、営業利益が273百万円、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ274百万円増加しております。

(表示方法の変更)

電子記録債権の表示方法の変更

電子記録債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、受取手形(前事業年度1,349百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より電子記録債権(当事業年度1,423百万円)として表示しております。

(追加情報)

1. 従業員持株ESOP信託に関する会計処理について

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が138百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が205百万円、その他有価証券評価差額金が67百万円それぞれ増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 58,912百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権4,395百万円長期金銭債権3,570百万円短期金銭債務43百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高 9,910百万円 仕入高 2,418百万円 営業取引以外の取引 2,561百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

1,140,077株

(注)「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式338,000株は、自己株式数に含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	1,241百万円
未払費用(賞与)	281百万円
退職給付引当金	94百万円
減損損失	791百万円
入会金	59百万円
その他	435百万円
繰延税金資産小計	2,901百万円
評価性引当額	△255百万円
繰延税金資産合計	2,646百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△834百万円
繰延税金負債合計	△834百万円
繰延税金資産の純額	1,812百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:百万円)

種類	会社等の 名 称	住所	資本金	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期 末 残 高
	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	VAM US\$		軸 受 等 ・ 製 売	所有 直接 100%	当社製品の 製造	資金の貸付	_	関係会社 長期貸付金	3, 570
子会社							設備の売却 (売却益)	2, 129 (65)	未収入金	2 200
丁芸 任						利息の受取	92	7(1X)\ <u>u</u>	2, 208	
	IKO INTERNA- TIONAL, INC.	米国	6百万 US\$	軸受等 販売	所有 直接 100%	当社製品の 販売 役員の兼任	軸受等の販 売	3, 923	売掛金	305

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等
 - 上記取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

730円55銭

2. 1株当たり当期純利益

22円87銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式数を、控除する自己株式数に含めております。

(退職給付に関する注記)

採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。退職給付債務の内訳

退職給付債務	6,668百万円
年金資産	△6,150百万円
未認識数理計算上の差異	△214百万円
退職給付引当金	303百万円

退職給付費用の内訳

勤務費用373百万円利息費用34百万円期待運用収益△120百万円数理計算上の差異の費用処理額90百万円その他△4百万円

退職給付費用 373百万円

退職給付債務等の計算基礎

割引率0.1%期待運用収益率2.0%

退職給付見込額の期間配分方法 給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 3年

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本トムソン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 城 戸 和 弘 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 菱 本 恵 子 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結 計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

日本トムソン株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 城 戸 和 弘 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 菱 本 恵 子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室、法務室等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各 取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検 討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書提出時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマッから受けております。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 平成28年5月13日

日本トムソン株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴 木 一 夫 ⑩ 社外監査役 石 部 憲 治 ⑪ 社外監査役 齊 藤 聡 ⑪ 社外監査役 那 須 健 人 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき6円50銭といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年13円と、前期に比べ2円の増配をいたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額 当社普通株式1株につき金6円50銭 総額472,545,762円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役は、本定時株主総会終結の時をもって全員11名の任期が満了となります。

つきましては、経営監督機能の強化を図るため、新たに社外取締役1名を追加し2名とした、合計11名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	が ち しげ ぎ 宮 地 茂 樹 (昭和31年4月14日生)	昭和54年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京 UFJ銀行)入行 平成20年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 平成21年1月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成24年6月 当社取締役社長 (現任)	44, 859株
2	はる とり しん いち 服 部 信 一 (昭和25年9月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年7月 当社岐阜製作所管理部長 平成18年4月 当社総務部副部長 平成18年7月 当社人事総務部副部長 平成20年6月 当社取締役人事総務部長兼法務室管理責任 者 平成22年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長兼 法務室管理責任者 平成23年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長兼 法務室長 平成24年6月 当社常務取締役人事総務部担当、内部監査 室長兼法務室長 平成24年7月 当社常務取締役人事総務部・法務室担当 平成27年4月 当社専務取締役人事総務部・法務室担当 平成27年4月 当社専務取締役営業部門・営業技術部・国 際営業推進部担当 平成28年4月 当社専務取締役人事総務部・法務室・営業 部門・営業技術部・国際営業推進部担当 (現任)	29, 661株

候補者 号	^{ふりがな} 氏 名	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
番 方	(生年月日) t なか かず ひこ 田 中 一 彦 (昭和28年1月10日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社技術センター技術部長 平成16年7月 当社技術センター品質保証部長 平成17年7月 当社技術センター所長兼品質保証部長 平成18年7月 当社技術センター所長兼技術部長 平成19年7月 当社技術センター所長兼技術部長 平成20年6月 当社取締役技術センター所長兼技術部長 平成20年7月 当社取締役技術センター所長兼技術部長 平成22年4月 当社取締役技術センター所長兼製品開発推進部長 平成22年6月 当社常務取締役技術センター・開発センター・生技センター担当、製品開発推進部長 平成24年2月 当社常務取締役技術センター・開発センター担当、製品開発推進部長 平成24年7月 当社常務取締役技術センター担当、製品開発推進部長 平成24年7月 当社常務取締役技術センター担当、製品開発推進部長 平成26年6月 当社常務取締役生産部門担当 平成27年4月 当社常務取締役生産部門担当 平成27年4月 当社常務取締役生産部門担当 平成27年4月 当社常務取締役生産部門・技術部門担当、 生産技術部担当、岐阜製作所長 平成28年4月 当社専務取締役生産部門・技術部門担当、 岐阜製作所長	27,170株
4	き なら とし なお 木 村 利 直 (昭和32年11月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年7月 当社東部支社北関東支社長 平成18年6月 当社東部支社長 平成20年6月 当社東部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成24年7月 当社取締役営業部長兼第二海外営業部長 平成24年9月 当社取締役国内営業部門・営業技術部・物 流業務部・国際営業推進部担当、営業部長兼第二海外営 業部長 平成25年6月 当社取締役第一海外営業部長 平成27年4月 当社取締役上席執行役員、IKO INTERNATIONAL, INC. 取締役会長、NIPPON THOMPSON EUROPE B. V. 取締役会長	16, 136株

候補者番 号	^{ふりがな} 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
5	しも むら こう じ 下 村 康 司 (昭和32年9月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社東部支社東北支社長 平成18年7月 当社東部支社南関東支社長 平成20年6月 当社東部支社長 平成22年7月 当社西部支社長 平成24年6月 当社取締役西部支社長 平成25年6月 当社取締役営業部長 平成26年7月 当社取締役営業総括部長 平成27年4月 当社取締役執行役員営業総括部長 平成27年4月 当社取締役共席執行役員営業総括部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員営業総括部長	17, 594株
6	^{おか じま} とおる 岡 嶋 徹 (昭和36年7月8日生)	昭和59年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京 UFJ銀行)入行 平成25年6月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 平成25年7月 当社経営企画部長 平成26年6月 当社執行役員経営企画部長 平成27年4月 当社執行役員経理部・物流業務部・秘書室 担当、経営企画部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経理部・物流業務部・ 秘書室担当、経営企画部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経理部・物流業務部・ 秘書室担当、経営企画部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長(現任)	3, 053株
7	至 クラタ とし # 三 浦 利 夫 (昭和32年4月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社岐阜製作所第五工場長兼第六工場長 平成21年3月 当社岐阜製作所第五工場長 平成22年7月 当社岐阜製作所第三工場長 平成22年6月 当社取締役岐阜製作所長 平成27年4月 当社取締役執行役員生産技術部長 (現任)	18,707株
8	米 田 道 生 (昭和32年2月21日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社海外営業部営業第二部長 平成20年6月 NIPPON THOMPSON EUROPE B. V. 取締役社長 平成25年6月 当社取締役第二海外営業部長兼海外営業管 理部長兼輸出管理室管理責任者 平成26年5月 当社取締役第二海外営業部長兼海外営業管 理部長兼輸出管理室管理責任者、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長 平成27年4月 当社取締役執行役員、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司董事長	8, 109株

候補者番 号	^{ふりがな} 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
9	※ 笠 原 信 (昭和36年8月28日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年7月 当社営業技術部長 平成25年7月 当社技術センター技術部長 平成28年4月 当社執行役員技術センター所長 (現任)	5, 225株
10	だけ い よう いち 武 井 洋 一 (昭和36年6月10日生)	平成5年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)、岩田合同法律事務所入所 平成12年4月 明哲綜合法律事務所(現成和明哲法律事務所)パートナー (現任) 平成15年6月 当社社外監査役 平成18年6月 山崎金属産業株式会社社外監査役 (現任) 平成25年6月 当社社外取締役 (現任)	0株
11	※ 齊藤 聡 (昭和34年5月16日生)	昭和57年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京 UFJ銀行)入行 平成14年3月 同行退行 平成14年4月 学校法人産業能率大学経営情報学部助教授 平成17年4月 同大学経営学部教授 (現任) 平成19年6月 当社社外監査役 (現任)	0株

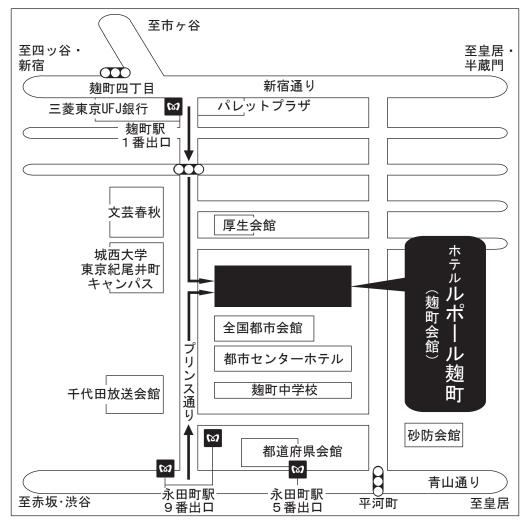
- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
 - 2. 上記の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. 武井洋一、齊藤聡の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 社外取締役候補者の選任理由について
 - ①武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任を お願いするものであります。
 - ②齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 5. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
 - ①武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断します。
 - ②齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授として高い見地と幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断します。
 - 6. 社外取締役候補者が社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
 - ①武井洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、 3年であります。
 - ②齊藤聡氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、 9年であります。なお、同氏の選任が本定時株主総会において承認された場合には、同氏は本定時株主総会 終結の時をもって、当社社外監査役を辞任により退任する予定であります。

- 7. 当社は、武井洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また当社は、齊藤聡氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
- 8. 当社は、武井洋一氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 - また当社は、齊藤聡氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- 9. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会および従業員持株会における本人の持分を含めております。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内図



ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階「ロイヤルクリスタル」

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

TEL 03-3265-5365

地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分

地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」平河町方面5番出口より徒歩5分地下鉄南北線「永田町駅」紀尾井町方面9番出口より徒歩4分